

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年11月9日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年11月9日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
--------	------	------	------

本日の委員会に付した案件

- (1) 予算決算特別委員会の設置について
- (2) その他

開会 9時31分

閉会 13時40分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日も予算決算特別委員会の設置についてを議題といたします。去る10月27日に全員協議会において10月5日開催の議会運営委員会での協議内容を報告いたしました。その中で、所管の見直しについて、種々意見を聞くこととしてきたところです。この点、内容は記録をされておると思いますが、各議員の全協での意見はそれぞれお聞きをされたとおりでございます。若干違った意見がありましたが、他について要約いたしますと、4、5点申し上げます。「全員で審議をしていくことが必要じゃないか」という意見もございました。それから「特別委員会の設置と所管の見直しは別問題だ」と。「今の所管でやってみること、見直しは必要ない」、「不都合があれば変えればいいんじゃないか」というような意見がございました。それで、「全員で見ていくことの今後については云々」というような意見もありました。それから、「全体でやれば長くなりますよ、分科会方式がいいんじゃないか」という意見。「長与町は委員会主義を採っておりますもんね」という御意見。「今の条例で、現在のような状況でやってみる」という意見。それから7点目には、「まずやってみると。不都合があれば改めればいいんじゃないでしょうか」というような意見。それから8番目も同じように、「所管の見直しはそのままでもいいんじゃないか、メンバーも同じでもいいんじゃないですか」というような意見ですね。それから9番目に、これは要約して申し上げますが、「今の委員会条例で審査してみて、不具合があれば見直しをすればいい」という御意見が出たということでございます。それと、10月5日の議会運営委員会では、各常任委員会での各委員からの方式について意見の状況を報告いただきました。これは全協でも報告したとおりです。したがって、本日はこれらの状況を踏まえて方向を決定してまいりたいと考えております。皆さんの御理解と御協力をお願い冒頭に申し上げておきたいと思っております。

それでは、10月5日の協議状況から御意見を踏まえて進めたとおりに、所管の見直しから協議をお願いしたいと思います。所管の見直しが必要なのか、所管の見直しについて、本委員会でも前々回も出ておりましたような、いろいろ変えてみる必要もあるんじゃないかという意見があつて、全体の意見をまた聞いてみようということで、先程申し上げました要約的な形になってきたということも踏まえながら、御協議をいただきたいをお願いを申し上げて、意見を聞きたいと思っております。どなたか意見はございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それに入る前に、前回の全協において私から指摘をした、一番最後の項の「3月の新年度予算からと意思決定をした」という文章。それとその下にある「議案を提出する予定と決した」ということで委員長は全協に出されてるんだけど、これは議事録を見ても一切載ってないし、私もこういう感覚はない。もちろん意見は出た。しかし決定もされ

てないし、意思決定もされてない。だから、こういう文書に残る分については正確に書かなくてはいけないので、原案を作って、議会運営委員会で一回示していただいて、確認をして、そして全協に出すということをしないと、非常に誤解を招く文章になってると思うんですね。今までは、前回の議事録を一回ずつ確認しながらやってたんですよ。議会運営委員会についてもね。今は全部委員長がメモに書いて、それをそのまま全協に出したり、ここに持ってきたりするけど、前回は議会運営委員会で文章に誤りがあったと僕は記憶してるけどね。そういう間違いをしないために、ちゃんとした形で文書を残して、それを全員で確認をするというのが私は必要だと思うんです。その辺どうですか。

○委員長（岩永政則委員）

はい、次回からそのようにいたしましょうね、皆さん方どうですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この文書を皆さんにもう渡してるわけですよ。だから、これについての処理をせんといかん、まず。皆さんに周知させなくちゃいけない。だからその方法について、どういうふうに考えておられるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

そこまで言われるなら、ここに議事録を持ってありますので読み上げて。最初にこのことを申し上げようと思ったんですが、省略をさせていただきましたけども、中段からなんですけども、「まだまだ審議をしなければいけない一人一役のこととか、災害対策要綱もまだちょっとあるようでございますので、できるだけ早く結論をということで、先程から報告が冒頭ありましたが、12月の補正からということで意見もいろいろあっておりましたね。できれば先程から報告が冒頭ありましたように、12月からという話もあっておりましたけども、まだまだ時間が掛かるようですから、基本的には3月の当初予算から御審議をいただければと思いますけど、そういう方向に向かって準備をしていきたいと。それに伴っての条例改正が出てまいりますので、できれば12月の定例会の最後に向けて、整理ができればいいなと考えておりますので、是非、御理解と力添えをいただきたい」ということを申し上げて、「それでいいでしょうかね」と私が申し上げましたら、内村委員から、「それは目標ですね」という意見が出ました。「そういう方向で、目標を、まだまだ整理していかなきゃいけないんですから、確定的なことは言えませんので。しかしながら目標として、3月の当初予算とそれに合わせて12月末の議会運営委員会、条例改正ということで、できればいいなということを目標にして、今後また会議を開催させていただきたいということをお願い申し上げます」と言った。したがって「目標ですね」という意見が出まして、「そうです目標ですよ」ということを申し上げて、別に意見がございませんでしたので、意思統一がなされたものと、そのときに「これでいいでしょうかね」という私の表現で、そこで目標のことだけが出まして、ほかには何も出なかったわけです。したがって、そういう方向で、目標として意志

の疎通がなされたものと私が考えて、それを書いたということでございましてね。その旨、全協でも竹中委員が言われたあとに、敢えて私も発言をさせていただきました。そういうことで、言われるように今後は正確を逸した面も多々あったろうと思いますけれども、この点は言葉として、それについてはそうになってないと言われればそうですね。ところが話の経過からして私は意思統一がなされたものだと、意見がありませんでしたのでね。いいのでしょうかということに対して、何もありませんでしたから、今後、注意をして記載していくようにしたいと、私も反省をしておるところでございます。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今話を聞いても、あくまでも委員長の願望であって、皆さんの意志の中では言っていない。その文書がいつも、前回は議運でもその文書が提示されたんですよ。ですから私が言ってるのは、正しく皆さんに伝えんといかん。ここにいる人は大体分かるんですよ、お互いしゃべってるからね。これを全協とかに出すと、みんな知らないから文書を間違ったらいけないんですよ。だから、その辺については確認をして、文書を出すときには皆さんの確認を取るということを一つ決めてもらいたい。そうしないと嫌なことを僕も全協の中で、言いたくないことも言わんといかんごとなるんですよ。意思決定もしてないのに、予定を決したということもないのに、何でこんなことを言うのかなど。もちろん委員長はしたいという話は私も聞いてますよ。したいというのがそのまま「決した」ということで載ってるから、僕はそう言った。今話の中でも皆さんの意思統一ということが出てきてるけど、それは皆さん意見が出ないで、なかなか決めきれないですね、という文書になってるから決まってないということなんですよ。だから、文書にきちっと残せば、あとから言った、言わないということにならない。僕が言ってるのは、全協に出すときの文書とすればちゃんと議運で責任持って、お互い全部確認を取ってから出していただきたいと。それを今後徹底してもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

先程言いましたように、そのようにさせていただければと思います。いいですか。これは例に申し上げますけども、私、総務常任委員会の際は、委員長報告を出すのに全部まとめて書いたものは事前に配布をしまして、みんな確認し合って、「よしこれでいいぞ」ということで本会議で報告をしてきた経緯を覚えておりますけど、2年間全部しました。そういうことで、今、竹中委員、間違いの無いようにということでございまして、今後は面倒がらずに、そういう形で確認しながら報告をしていくということで、皆さんいいでしょうか。そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは本題に入りますが、何か御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

前回の会議で、この4案についてのデメリット、メリットを出すということで決定し

てるはずなんですよね。それと、所管の割り振りについての時間配分ですかね、黒板に書きましたよね、6案まで。その表を出すっていうことになったはずなんですけども、それは出さないんですかね。決定したはずなんですけどね。

○委員長（岩永政則委員）

どこに出すってですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

それを作成するということになってましたよね。

○委員長（岩永政則委員）

どこに出すっていうことだったんですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

どこに出すっていうよりも検討しましょうと、それを作ってですね。という議事録になっとはずです。これは皆さんも記憶にあるはずですよ。

○委員長（岩永政則委員）

いろいろ書いた挙げ句の果てのそのときの会議の終末については、この前全協で報告したように「本委員会で4方式及び委員会条例の所管の見直しについて協議を行ったが、所管の見直しが先行しました」ということで「所管の名称については1から4までの意見がありました」ということで全協に報告をしたわけですよ。どこに報告するんですかね。内村委員。

○委員（内村博法委員）

報告っていうよりも、我々の検討資料ということを出していただきたいとお願いしたはずですよ。とにかく議事録を確認してくれんですか。この2つはとても重要なんですよ、デメリット、メリットね。今後、いろんな所に説明するに当たってもデメリット、メリットはきちっとしとかなないといかんと思うんですよ。分科会にしる、分割付託にしる、それぞれの時間配分がどうなるのか、6案まで出したはずですよ、そこの黒板に書いてね。それぞれの時間をどうなるかってことで、やってくださいとしたはずなんですよね。それは事務局も知ってるはずですよ。議事録を見ていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

決算について、何か表を作るということであったようでございますけども、事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

10月5日の中で、そういう話が結論付けられたということで私どもが認識をしておりません、作成をしておりません。申し訳ございません。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員、そういうことでございますので、何か御意見ございますか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

これは簡単なことだから、決算についても追加していただきたいと思います。前回の議運のときにも言ってますよね。どういう時間配分になるのか。決算の分を入れればそれで済むことですから。この前はとりあえず当初予算、補正予算についての時間配分を作ってもらったんですよ、森本さんに。そして配布されたのがこれなんです。しかし決算はまたあとで、っていう話だったんで、それを是非作っていただきたいと思います。そしたらこれは完結するわけですね。最後に言ったかもしれないけども、全員協議会に配布するんだったら、きれいにまとめんといかんよっていう話はしたはずですよ、決算も含めて。それは議事録を確認していただければ分かります。

○委員長（岩永政則委員）

はい、事務局で議事録を確認をしてください。内村委員、決算については来年9月の議会に関わることとなりますですね。それで、この前も申し上げましたように、過去にも各委員から、最終的には3月議会の当初予算から始めたかどうか、という意見もありまして、お互い念頭に置きながらかなりの時間を取って、いろいろな資料も集めながら、充実した議会運営委員会であったなと考えておりますけども、今の資料をすぐ作成というのは無理が生じるようございまして、私の指示の間違いでございまして、申し訳なかったなと思うんですが、御勘弁をいただきまして、当初予算の3月分については、今の配布資料の中で御審議いただけたものと思うんですけども、今、求められた資料については、本日の提出は不可能であるということで御理解いただきましょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この資料はすぐできるはずですよ。この前もすぐ森本さんが、この議会運営委員会で作っていただいたわけですから。決算もまとめて、どういう傾向になるのかっていうのは非常に大切なことだと思うんですよ。だから、この前黒板にわざわざ表を作って5案まで書いて。そして追加が2案ありましたよね、浦川委員の案とそれから私の案のね。今まで3案を審議しとったわけですよ。しかし、3案のほかにもあるのではないかなということで、浦川委員の提案と私の2案を追加して、5案でこの実績はどうなるのか、配分したらどうなのかということをお前の議運で議論しましたよね。したがって決算の時間はすぐ出るはずですよ。それをまとめたところを出せばいい話で、傾向としてはこうなるのだなという判断ができるわけですよ。それはすぐできるはずですよ、この前作って、森本さんにですね。これを配布されたわけですから。やれないことはないですよ。

○委員長（岩永政則委員）

10時30分まで休憩をいたします。

（休憩10時21分～10時30分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

資料も配布がなされておるようですから、事務局から説明を受けます。

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

今、横書きの資料をお配りさせていただきました。それで、役場本体という枠、各部を書いております。役場の外で、教育委員会と水道局ということで書いております。その下に、現行の所管で一般会計を分割した場合というのが、今の総務文教と産業厚生在所管で、それぞれ右側に平成31年3月議会の当初、補正も含めて審査時間をそれぞれ書いております。総務が8時間50分、産業厚生が12時間54分、21時間44分。その右側が、先程話が出ました令和元年9月議会の決算のときの審査時間を入れております。一番上のものが現行の所管で、一般会計をそれぞれの所管で振ったときの時間ですね。これまでも話をしていますように、単純に一般会計を分けると産業厚生が逆に増えてしまいますよということで話をしてきたと思います。それで、①、②、③、④が現行の所管をいじって、こうしたらどうかというところで①が総務文教に住民福祉部を持ってくるパターン、②が健康保険部を総務委員会に持ってくるパターン、③が住民福祉部と健康保険分を総務にやって、教育委員会を建設産業文教ということで入れ換えるというパターン、そして④が住民福祉部と健康保険部をそのまま総務にやってしまうパターン、⑤はすいません関係ありません。私の消し忘れてございます。前回話が出た5パターンというのは、一番上と④までで判断していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今の説明に対して質問ありませんかね。不明な点。これも浦川委員が示していただいたものを参考にした時間の割り振りで、皆さん方も承知のように、変更をしたにしても、そのときそのときの質疑の時間、内容等についてのものです、かなり時間は変更になるということは大前提であろうと思うんですね。ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私はこの前、①を提案したんですね。住民福祉部を総務に。なぜこうしたかという、やっぱり根拠があるわけです。産業厚生は特別会計をまとめようとしてるわけですよ。そのために、時間はどうなのかっていうのを提案してるわけですね。①は私です。ほかはそれぞれ考え方があると思うんですね。やっぱり根拠があるわけですよ、提案の。浦川委員、提案の根拠があるわけ。聞いてました。①は私の提案ですと。なぜこういう提案したかという、産業厚生に特別会計をまとめるという案なんです、これは。それ以

外を総務にするという根拠なんですよ。根拠があるから私は提案してるわけですよ、もし分割した場合、分科会であろうと、分割であろうと、どこで区切りをつけるかというのは大きな問題になってくるわけですから、そういうことで①を提案してるわけですよ。ほかの人は②とか③とか提案してますよね。それぞれ考え方があれば言ってもらっていいですよ。浦川委員も提案されたでしょ、先日の会議で。その根拠を言ってください。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

御指名ですので答えますけども、私も本来は、1回そのままやるべきだと思ってるんですよ。だから、そのまま1回やってみてと最初から提案をさせていただいたと思うんですけども。そういった中で、組み合わせをどうしたら良いかという話がどんどん出てきて、こういう資料の作成までに至っておるんだと思うんですが、そういった中で時間だけを見まして、産業と総務の組み合わせはどうなるのだろうかというように、前回少しだけ申し上げたところで。だから何番、何番については、自分は何を言ったかなっていうのをさほど覚えてないんですが、基本的には現状のままで1回やってみると。条例を変える話になりますので、条例を変えるときの根拠が相当難しいんじゃないのかなと思うんで。今、内村委員言われたんですけども、根拠をですね、こういう組み合わせが良いんじゃないかという。ただこれも、想定の中での根拠ですので、1回是非やってみてですね、現行のままで。そして不都合があれば、その組み合わせを考えるとということが一番良いのじゃないかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この前そのこの黒板に書いて、浦川さんは別な提案をされましたよね。だからそれをどの分か、何か根拠があって言われたんだろうと思うんですよ。それは私も鮮明に記憶があるもんだから。思い出していただいて、それを説明していただければそれでいいんですよ。委員長から指名していただければ。

○委員長（岩永政則委員）

質問があるようですから、
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確かですね、総務と産業の組み合わせが以前もらった資料の中に無かったんで、時間だけを見て、近くなるんじゃないかなというところで申し上げたところでございます。特段根拠というものは持ってありませんでした。

○委員長（岩永政則委員）

それでは今の資料についての質問はありませんか。いいですか。それじゃ資料につき

ましては終了しまして、また元に戻りまして、今、議題にしておりますのは、前回の議会運営委員会でも同様にこの所管の見直しを今、議題にしておりますので、それが終わりますと、今度は方式の見直しについて、前回同様、順次協議をしていきたいと思いますが、冒頭に申し上げましたように、全協で皆さんの意見を聞きましょうということで、聞いた結果は先程申し上げたように、多数がそのまま、まずやってみたらどうかという御意見もありましたので、その辺りも含めて御検討いただきたいと申し上げたとおりでございます。皆さん、御意見ございませんかね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

委員長も言われたように、先日の全協での確認の中では、現状の委員会条例のままできとりあえず検討してはどうかっていう意見が多かったと、今、浦川委員からも言われた内容だったんで、そういう御意見が多いならば、それで協議を進めた方が良いのかなと思います。先程も資料が出ましたけど、時間の問題はあくまでも参考のところ、どうなるかっていうのは、このとおりになるわけではないわけですから。先程言われたように、もしそこで不都合が生じるというのであれば、今後の課題として検討していくということで、現状はこのままいった方が協議は進めやすいと思いますんで、現状の所管の変更無しに協議を進めていければと思います。私の意見はそういう状況です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分割の組み合わせの話が出とるんですけども、まず、先日の全協の話から進むべきだと思っておるんですよ、今回の会議については。そういった中で、まず3月議会の当初予算からやるのか、やらないのか、ここをまず決めて、それを分科会方式でやるのか、全員でやるのか、分割付託でやるのか。やるのであればどの方式でやるのかを決めて、その方式が決まって、分科会か分割付託でやるんだということに仮になれば、そのときに、そのまま今の常任委員会に基づいてやるのか、それとも今議論になっている組み合わせを変えてやるのかですね。そしてそれだけを取りあえず3段階ぐらいに分けて、順を追って決めれば、おのずと、条例の改正はいつになるかとか、そういうのも付随して決まってくるもんだと思っておりますので、まず3月にやるのか、どういう方式でやるのか、仮に分割するとした場合には現状の常任委員会のままでやるのか、組み替えをするのか、この3つをまず決めるべきだと思うんですが。そこら辺どうなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

副委員長言われるように、あるいはもう皆さん方もそのようにお考えだろうと思いますが、前回の委員会では、まず、どういう方式でやりましょうかというのを議題に上げたところ、いやそれじゃなくして、中身をどうするかということからまず決めていきましょうやということで、前回に倣って、今、議題にしておるのは、前回、全員協議会で

も意見を聞いた中身の問題について議題にしておりますので、ひとつずつ順序よくいかんと、今言われたとおりなんですけども、どちらを先かと言うと、先程言いますように、中身を先に、前回に倣って議題に上げておりますので、今の状況で進めさせていただきたいと思います。したがって、組み合わせ、内容ですね。全員協議会ではそういう意見があったからもうそれでいいんじゃないかと、触らずにという意見が出て、副委員長もそういう意見を先程も申されておったんですけども、ほかの方御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず4つの案。現行、それから特別委員会全員、特別委員会の分科会を設ける、分割付託、4つあるわけですよ。これのデメリット、メリットを議論しましょうよ。その上に立って、どういう方向性が一番良いのかどうか決めていけばいいんじゃないですか。私はそう思います。分科会方式についても、この前から問題になっておったA班、B班、それぞれに意見が違った場合に調整するのか、調整はしないという御意見もありました。本来であれば調整して良い採決にしないといかんわけですけども、この前の話では一切そういうのはしませんというお話でした。だから、そういうのも個々に踏み込んでいけば、いろんな意見が出てくるわけですよ。それと特別委員会は、その都度決議を上げていかんといかん。誰がするのかとね。議長が諮問していくの、毎年という話になるのでね。だから、そんなデメリット、メリットを検討していかんと思いますよ。それをこの間から提案してるわけですよ。全員協議会の皆さんのお話は分かるんですけど、こういう細かなところを踏まえたところでの判断も必要になってくるんじゃないでしょうか。だから、デメリット、メリットを議論しましょうということですよ。全員協議会では、特別委員会を作ってみんなで協議しましょうというような案も出ましたよね。そういう案も含めてです。やっぱりデメリット、メリットをやっていったらどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員、中身の組み合わせについて、4案についてメリット、デメリットの議論をこの場ですべきという主張ですね。体制の問題はのちに出てまいりますので、4案についてのメリット、デメリットをここで議論をして欲しいという提案なんですけど、皆さんどうでしょうか。ほかの委員の方、今必要でしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

冒頭から内村委員がそういう発言をされてて、議論を進めようとしても、またそこに戻るわけですよ。じゃあ、それをした方がいいと思うんですよ。デメリット、メリット出して、先程の浦川委員の発言からもあるように、どういう形で進めるかっていうのを先に確認した方が。それには、メリット、デメリットが必要だと言われてるんでしょうから。そこを出してしまった方が話が進むのかなって思いますんで。それが必要であればですね。是非協議していいと思いますけど、私そういう意見です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の方、この4案についてのメリット、デメリットを議論すべきだと。あるいは必要ないのか、御意見を伺いたいと思います。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

先程から内村委員がメリット、デメリットについては話した方がいいんじゃないかというので、そこは議論を深めた方がいいかもしれないんですけども、結局、全員協議会では今の委員会のままでやったらどうかという意見が出たのは、私も、多く後半の方でおっしゃったと思うんですよね。ただ、私の委員会の中では4人の方のものを申し上げたんですけど、委員会の再編も含めてやった方がいいというような内容が多かったわけですね。人数にしたら、もしかするとそちらの方が後半が多かったんじゃないかというようなイメージはあるんですけども。そもそも、新しいやり方をするに当たって、河野委員もおっしゃったと思うんですけど、産業の方に特別委員会が集中していることもあり、時間だけでは計れないものもあるからということがあって、このように長く検討されてきたんじゃないかと思うんですよね。だから、そこも踏まえて内村委員がおっしゃるメリット、デメリット、時間だけではないということも皆さん認識をされてると思いますし、メンバーが変われば質疑の時間も変わると思うので、そういった意味でもメリット、デメリットについても話し合うべきなのじゃないかなと思います。河野委員が何を言ってるのか分からないって感じの表情をされてますが、今まで長く検討されてきたのが、このままのやり方でいいんじゃないかって言うと弊害があるから、いろんな意見が出されてきたんじゃないかなと私は思っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の方。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

自分の考えを、こういうメリットがあるデメリットがあるんだというものを持って、出していくべきだと思うんですよ。4つの方式ですか。だから、皆さんいろいろ考えられてこの方式が良いと言われてると思うんですよね。だから、メリット、デメリットに関わらない部分もあるかもしれません。私の場合は、今の委員会条例に則してないんじゃないかというところで、改正した方が良くないかと申し上げてるわけですから。皆さんが思われる、この方式でやるべきじゃないのかっていうのを申し上げていけば、敢えて一つ一つのメリット、デメリットを議論する必要はないんじゃないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の方。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的に、この特別委員会が始まったのは、はっきり言って時間だったわけですよ。今、なんか形つけて、委員会条例の2条とかなんとか言ってるけど、時間から始まった。要は総務委員会が時間長いから、産業厚生が時間短いからおかしいんじゃないかと。これが出だしですよ、はっきり言って。1回目の資料をもらったときから、その時間帯が入っていた。時間ばかり書いていた。そして途中から、その2条が入ってきて。それで正当化をされて。始めの話を聞いて、私は創生日本の会に入ってるけど、長崎県内の議員、結構入っておられるんですよ。いろいろお尋ねをして、時間が長いからって言ったらみんなびっくりしてましたよね、はっきり言って。議員の務めって何なのっていうことだったんですよ。議員は与えられたことを最後まで全うして、住民の付託をいただいて、可か否か結論を出すのが議員だろうって。時間のこと言っているのと。僕らはそういうふうに言われました。だから、言った僕が恥ずかしかったという思いがありました。それをまず一つ申し上げとく。それとね、議員定数が20人から16人になったときに、この条例を2委員会に変えたときに、時間を掛けて揉めたんですよ。これ、僕も入らせていただいたからよく覚えてるんだけど。一般会計はあくまでも企画財政から出るんですよ。だから、一般会計と特別会計を分けたという基本的な考え方は、私は常に持っているんですよ。だから中身が、時間とかそういうのは私たちにとっては全く関係ない。しかし、そういう意見が出たから話に乗ってるんだけど、そうしたらどうしたらいいかと。私一人反対はしませんけども、基本的な考え方は企画財政から出たのが一般会計だと。分割したりするっていうことはおかしいんじゃないかと。その2条の中で担当委員会がそれをするのが正しいんじゃないかと、それも一理ある。しかし基本的なものは、企画財政から出てるのが一般会計だと。この一般会計っていう名前を変えんといかんっていう感覚を僕は持っているんですね。今、4案出てるのも、これをもしするのであれば特別委員会は必要ないと私は思ってる。ですから、私はそういう基本的な考えを持っているので、意見は聞きますけど、こうしなさいというようなことはあまり言いたくない。この中でメリット、デメリットを話し合う、これは当然必要でしょう。それを決めるとすればね。それをやらないと、期限付きで3月にもうやるんだからそれに向かって行けとか、そういう期限付きっていうのはおかしい。やはり内容を精査して、まとめて、進んで行くというのが筋道だと思うんですね。私はそういう見解を持ってるんですね。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。してもいい、あるいはするべきだと、せんでもいいんじゃないかと意見もバラバラ出ておりますけれども、せつかくの提案でございますので、メリット、デメリットについては前回も内村委員からそういう提案がなされて、最終的には内村委員からデメリット、メリットについて詳しく説明があつておったのを覚えておりますけれども、そういう意見を含めて時間を取って、この組み合わせについてのメリット、デメリットについて議論いただければと思いますけれども。どなたでも結構です。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私がなぜデメリット、メリットをするかっていうと、先程も言いましたように、これをして、例えば現行で良いならば組み替えする必要ないんですよ。しかし、特別委員会で分科会を設置するとなると、分科会の所掌範囲を決めないかんわけですよ。どの部分をどの班がやるかですね。そういうのが出てくるわけですよ。しかし、特別委員会で全員でやろうとすれば、そういうのは必要なくなるわけです。分割付託の場合は必ず必要になってきます。だから、その4つの案についてどうあるべきか、デメリット、メリットをしていくべきじゃないかなっていうことで、提案申し上げました。補足ですけど。

○委員長（岩永政則委員）

メリット、デメリットについて何か御意見があれば今、4本出ておりますので。いろいろ、先程①については内村委員が自分が提案したということで、いろいろ説明もあっておりました。②③④、それぞれ良い面、悪い面、あるいは不都合な点多々あると思いますけれども、竹中委員から出ましたように、時間については先程も私申し上げましたが、念頭に置くことは、その場その場、そのときそのときの議論、テーマの内容、発言の内容辺りで時間は格段に違うわけですね。だから、あくまで参考にとということで、浦川副委員長が出していただいたのをベースにしてきたというのは事実です。したがってそれが100%正しいんだということではなくて、その辺りは変化が有り得るということも含めて説明をしておりますので、十分お考えいただきながら、どうした方が一番良いのかという議論もしてまいりましたので、ここに至れば一定の方向、内村委員のように自分はこう思うんだと、だから①を提案したんですよというメリット、デメリットは何かあるのか、無いのかですね。メリットがあるから提案されたと思うんですけども、他から見るとデメリットもあるかもしれませんね。御議論いただきたいと思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

4つの案を、現行とか、こっちの方ではないんですよ。今、委員長おっしゃるのは、これは例えば分割した場合とか、分科会で分割した場合にこれが必要になってくるわけですよ、組み合わせを。しかし、それ以前に、先程言いましたように現行。特別委員会で全員でやる。特別委員会の中でも分科会を設けてやる。そして4つ目は分割付託、この4つがあるわけですよ。だからこれについてのデメリット、メリットを議論しましょうっていう考え方なんですよ。だから、こっちはちょっと置いとってくれませんか。

○委員長（岩永政則委員）

先程、確認をしましたけども、4方式についてはこの後に出てまいりますので、今はこの中の組み合わせについてを議題にいたしておるわけですよ。今までこういう方式が出てきて、そして全協にも聞いてまいらうと、聞いてみました。いろいろ意見が出たのを冒頭に、私読み上げましたね。そういうことを踏まえながら、まず、方式については別として、ここの組み合わせの内容についてを議題として、これは前回、私が方式か

ら議題に上げたら、「いやそうじゃなくして内容からいきましょう」と皆さんから出て、それで内容から審議をした結果、皆さん方に聞いてみましようということで聞いたわけですね。そういう流れですから、今のこの時間はもう3回も4回も言いますが、その組み合わせについてどうあるべきかということ、前回に做った進め方を今してということ、方式はのちに出てまいりますということは先程も申し上げました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行いたいと思いますが、組み合わせについてはここに置きまして、方式等について意見集約をしていければと思います。経過はもう皆さん、頭の中に入っておられるというふうに思いますけれども、今、議題になっていますように、予算決算の特別委員会を設置して分科会方式でやったらどうかという提案をされて、それをもって今日まで審議をしてきたわけです。そういう中で、浦川委員が敢えて2回目ぐらいに特別委員会方式にはこだわらないという旨の発言もあっておるわけですね。そういう流れを踏みながら、全員協議会の意見も聞いてまいりました。それは、10月27日の全員協議会に配布をした資料にも掲載をしておりますけれども、そういうことを踏まえて、方式について4方式があるという確認はみんなですてまいりましたね。それについて良い面、悪い面というよりは、今、配布をさせていただきましたのは、私と事務局長、協議をしまして、その内容を若干説明させますので。分かりますかね。それぞれ黒板に書きましたけれども、思いつきで結構ですので、発言をされたことを、記載を事務局ですていくように黒板に書きますので、順次発言を求めます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。メリット、デメリットの議論をしようということで、今から議論をいただきたいと思いますが、一つの案を事務局から説明をさせていただきますのでお聞きをいただいて、その後検討したいと思います。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

まず現行のメリットとして、条例等の変更が無い、議員全員まとまって審議ができる、現行の条例に即している。デメリットといたしまして、条例に即していない、一般会計に全員が関われない、審査時間に偏りがある。が現行の分についてです。全員で審査、こちら特別委員会になりますけれども、こちらのメリットが全員が関われる。デメリットが、審査時間が掛かる、議論が偏る。毎回特別委員会の決議が必要になる。分割付託ということで、メリットが、手続きが簡単、所管の審査に関われる。デメリットといたしまして、法的根拠があいまい、議案一体の原則に反する。ということが挙げられます。

最後に特別委員会の分科会方式といたしまして、メリットが所管の審査に関われる。デメリットが毎回特別委員会の手続きが必要になる。ということになります。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま青田課長から朗読をいたしましたけれども、ほかにお気付きの点がありませんかね、メリット、デメリット。要するに現行の方法に対して、全員で審査をする特別委員会。それから分割付託、長崎市が行ってるような方式のもの。それから特別委員会の分科会方式。これについてのメリット、デメリットをそれぞれ読み上げたわけですが、ほかにはないですかね。ないようでしたら、以上でメリット、デメリットについての把握を全員で確認をして、今後の参考にしていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議ないようでございますので、またお気付きがあつて審査の中でいろいろ出てきましたら、それは追加をして結構ですし、あるいは、どうもおかしいぞという事があれば抹消しても結構だし、その辺りは念頭に置きながら、審査の参考にしていきたいと思います。皆さんにお願いなんですけど午後3時ぐらいまで、せっかくここまで出ましたので、もう少し審査を深めていきたいと思いますので、御協力を是非お願いをしたいと。夕方までは掛からないように、早目に終了するようにしたいと思いますが、いいでしょうか。それでは午後1時から開会をすることといたします。

休憩をいたします。

（休憩 11時45分～13時00分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き委員会を行います。

先程からメリット、デメリットの件を先に御議論いただいて、黒板に書いたようなものが出揃いましたけども、これについて意見を聞いたんですが、別に無いということでも終わらせていただいたところでございます。

そこで本題に戻りまして、方式の方から先に議論をということで4つの方式がありましたけども、この点について御意見を出していただきながら、もう大体、出尽くしておるような感じはするんですが、議員の皆さん方、それから議運のメンバーも意志表示をしております。あと2人が意志表示が無いわけでございますけども、今から御議論いただいて結論を得たいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。どなたか意見ございませんか。4つの方式についてどうあるべきかということについて。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

何の結論ですか。僕は理解ができないんだけど。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は当初から、特別委員会の分科会と考えてはいたんです。前回の全員協議会でも、とりあえずどっちにするか別として、分割か、分かりやすく言うと長崎方式か、特別委員会の分科会かという御意見が多かったんで、できればこの2つに絞ってどっちにしていくかと。確かに全員で審査の意見も出ました。ただ、これについてはまだまだ手続きの問題、時間の問題、会期の問題等々、議論が必要になってくると思いますんで、いずれにしても全協議会での意見を参考にすると、とりあえずは分割か、特別委員会の分科会方式かの方向で議論を進めていっていいんじゃないかなと思います。僕の気持ちとしては、本当は特別委員会の分科会がベストかなと思うんですけども、この間の議論の方向性から考えると、どちらかを選択していただきたいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

10月17日に、ここのメンバーの意志表示を得て、全協にも報告をしておるようなところです。全協では10月5日に意見が出たということで、先程報告をしております。ほかに御意見ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、結論を出せというのは、私は基本的には現行で良いと思ってるわけですから。それでも皆さんの意見を聞きながらということで、これだけずっと会議をしてますのでね。今、結論を出せというところがそういう形にしかならない。はっきり言ってね。だから僕はもう少し審査して、とりあえず作るとか、議会でそういうのは有りですかね。僕は無いと思うんだよね。議会というのは住民の一つの立法機関であるわけだから、そこの中でとりあえずとか、おかしかったら変えますとか。おかしかったら変えますは分かります。それでも、それをするまでの経緯と住民に説明できる分は、未だ得られてないと思ってます。だから、そういう軽々な、そして今度もし変えろとすれば、我々議運は来年6月には分かれてるわけですよ。そしたら、また一からやり直しをしないといけない。あと2年先になると、また今度は議員がどうなるか、構成なんかどうなるか分からない。だから、議会で決めるということは非常に重い決断だと思うんですよ。そして、その重い決断を今まで現行でやってきたわけですよ。だから、そういう分では今、結論を出せと言われても、大変申し訳ないけども「現行にしかありませんね」としか言えない。ただ、私も聴く耳を持ってる。一つだけ共感できたのは、始めから言ってた所管が所管をするという意味では非常に私も買ってるんですよ、はっきりね。それでも原理原則からいくと、何回も申し上げるように企画財政からの議案上程だから、企画財政は総務の所管なんですよ。じゃ、審査するときには、基本的に企画財政は2つに分かれて説明員として来なくちゃいけない。これ基本ですからね。そこから出てるんだから、行って当たり前。そしたら、その審査の方法はまたどうするのかということになる。だから、まだまだ話し合う余地はあると。どうしても特別委員会を作るということであれば、それは全体でやる。そうすれば、それもみんな一気に解決できる。毎回、特別委員会の決

議は必要だけど、それは分割しても必要ですから、もう少し審査をした方が良いんじゃないかなと。今日結論を出すのは、私の感覚の中では12月にどうしても持っていきたいという委員長の意向があるから、そういう話になるんだろうと。僕は時期ありきでやる考え方なのかなと、その辺は違和感を持ってますよ。以上、私の意見です。

○委員長（岩永政則委員）

今の発言を要約しますと現行でいいじゃないかと。違うんですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だから、さっき私が言ったように「結論を」と言うんだったら、もう否ということにしかならない。それでいいんですかという話なんですよ。だから皆さんの意見を聞くために、審査をもう何十時間と掛けてやってるわけでしょ。まだ全会一致の考え方にはなっていないと僕は思ってる。それで、いきなり決めていいのかなということ言ってる。

○委員長（岩永政則委員）

それは、いつまでそれじゃすればいいのということになりかねないわけですね。来年までせないかんのか、あるいは1回でいいのか、これも分かりませんが、本来ここで一定の方向付けを出すべきものが、議論はしたけれども全協に意見を聞きましょうやと、体制の問題についてですね。それはほかの議員から言わせれば、一定の方向を示して、これはどうでしょうかというようなものの提示があつて然るべきじゃないかという考え方もあるわけですが、それをこっちに置いて、みんなの意見を「方式について聞きましょう」と言つて、聞いた挙げ句は、報告をしたようにほぼ特別会計が良いという人たちが多数であったということが一つ。もう一つは、委員会条例の2条の組み合わせをどうするか。ここでも何回となく議論してきた結果、こういう4案が出たんですよということを示しておりながらも、これだということを決めずに皆さんの意見を聞きましょうということを決めて聞いたわけですね。その結果、何も余り触らない方が、やって何か不都合があれば変えればいいんじゃないですかというような意見が7、8割あったわけです。だから2回も全協に振って意見を聞いておるわけですので、ここに至れば我々議会運営委員会として、もう決める時期じゃないんですかというのが私の考えです。したがって、12月28日に最終の議会に、という話は、例えば組み合わせが留保されましたけども、2案なら2案、3案なら3案に決まったらそれを改正せんといかんの、手続きせないかんですからね。そのために12月の最終日は、変えるならばその辺りになりますよという意味であつて、皆さん意見を聞いたらもうほとんどが現行のままでいいんじゃないかと。悪ければ変えればいいんじゃないという意見がありましたので、例えば、それを尊重するとなれば条例改正も何も不要ですから、何らそれにこだわって私が急ぐとか、急がんとか、という理論にはならないわけで、考えておりません。ただ、もう20時間ぐらい掛けてやった。もう時期が時期じゃないですか。そういうことで、できればもうかなり意見も出尽くしておりますので、今日、一定の方向だけは決めたい

ということで、意見をはっきり出してないのが竹中委員と内村委員が出てなかったわけでございますから、できれば出していただいて。今、竹中委員ははっきり言われました。現行でも良いんじゃないかという意見ともう少し審査をした方が良いんじゃないかというような意見は意見で、出していただいていいと思うんですよ。何らそれが全会一致で、この議案がどうしても、頑張っても、全会一致で発委をするということに至らなければ至らないで、それはやむを得ないですよ。皆さんが、どうしてもこれだけ時間を掛けてやって、それでも賛成が、特別委員会設置は反対のように受け取られる形の発言もありましたのでね、それはそれでいいんじゃないですか、それぞれの意見を出していただいて。そして、あとはまとめを私の方でさせていただきたいと思うんです。内村委員、どうでしょうかね、もう少し審議をというのが2回前のときの発言なんですね。

内村委員。

○委員（内村博法議員）

今度11月24日、議会運営委員会あるでしょう。そこで皆さんの意見は改めて聞けばいいんじゃないですか。私も今は結論は出ておりません。今日、事務局から出てた自治法の規定とか、こういうのも出ましたんでね。それから修正案の問題とか、今月24日、もうすぐですから、そのときにどうするか、それぞれ意見を聞かれたらいいんじゃないですか、それで十分じゃないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

今の内村委員の意見は、今、結論は出ていないと。それで24日の議運で議論して、このとき自分の意思を表明するという理解でいいでしょうか。ただ、この点で一つ理解いただきたいのが、今、内村委員も言われたように、今から議論いただきますけども、例えば、何とかの方式で審査をしましょうねということに決まりますよね。それは何も触らずにいいんですよ。12月議会に関係ございません。ところが、今まで議論していただいた4方式、これはこの議運で出た話ですから。これらを全協に報告してきた経緯もありますので、この点が組み合わせを変えれば、皆さん承知のように条例改正せないかんということになりますので、この前申し上げました目標を3月に置いていくということで、ほかに意見がございませんでしたけども、それに行けば、12月の前もった議会の中で、その組み合わせを変えていかないかんということが順序立てていけば、そうだろうということで申し上げたわけですね、12月と。ということでございますので、その点、24日の議運で話をして、組み合わせを変えるときに時間的に間に合うかどうかですね。私が今日一定の方向を定めたいというのは、今日一定の方向決まれば24日の議運の議題に条例の一部改正を提案できるわけなんですよ。そういう順序立ても必要なもんですからね。ひどく急ぐわけじゃないんですが、これはもう相当な時間を掛けてここまで来たわけですから、何回も言いますように、全員の議員の意見も聞いて全部答えは出ておるわけですね。だから、あとはここで自分なりに判断をして、反対なら反対、賛成なら賛成でいいんじゃないでしょうか、出していただければね。それを

って議案を提案せんでもいいのか、あるいはせにゃいかんのか、その辺りのけじめが必要なものですから、できれば是非今日御検討いただきたいという趣旨なんです。

内村委員。

○委員（内村博法議員）

仮に委員会条例が必要であれば、議会の最終日にやればいいわけです。その間、議会運営委員会、何回でも開けるわけだから。時間はありますよ。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ありませんか。今、内村委員から提案もありましたけども、24日には自分の意思もはっきりするという意見がありましたけども、24日にもう1回こういう場を持ったかどうかという提案なんですけども、どうでしょうか皆さん。いいですかね。できれば、そのとき竹中委員も意志を明確にしていればいいと思いますけども。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕はずっと進行について反対とか賛成ということではなく、この4つの選択肢をどれにするかということを経験として話をさせていただかないと、私が今言ったことで、「竹中委員は反対ですね」とそういう話しかならんわけね。だからこの議会運営委員会は、どれが良いのかということ審査していることであって、前提ということは、僕は意志表示していない。良かったらそっちにしようというだけであってね。だから僕は意見を聞いて、聴く耳は持っている。で、基本的な方針はこうですよということでお話を今までずっと一貫してやってきてる。1回も僕はブレてない。それと同時に、前回の全体の意志も分かれてると思うんですよ、3つか4つに。総務委員会の金子及び八木、西田、安藤、それから堤、松林、安部。敬称は省略させてもらうけど、堤議員の場合は委員会の見直しということが入ってる。それと吉岡議員の場合は全体でやると、それと通常のままですと、だから私は今のままで良いという4つの考え方があるんですよ、この中で。だから、完全に一致しているのは6人ですよ、この中ではね。そういうことでしょ。文書で委員長が書いてんだから、あなたが一番分かるでしょ。だから議会運営委員会というのは、基本的に全会一致の形で、多数決とか何とかでやるべきじゃなく、やはり全員が関わるんだから、一人でも反対があればこれはできないんですよ。その人を説得しなくちゃいけない。それを契機にポスッと、こうって決めてしまうということになると、これは議会運営のやり方としてはおかしいと思う。その基本的な考え方を申し上げてるんだけど、その辺を加味していただいて、24日に内村委員が言うように時間をいただいて、そこでどういう結論になるか分からないけど、それについては否定しないし、反対しない。24日にすることについては反対しない。

○委員長（岩永政則委員）

今、言われますように、現行と含めて4方式あるわけですから、先程配ったとおりですね。これを一定のときには結論を出す時期があるわけですので、今、竹中委員、ほか

の吉岡議員とかいろいろなことをおっしゃいましたけども、今まで時間を取って本当に良い審議ができた、私はほかに自負してもいいような審議をしたと思うんですね。一定の時間が来ると、それはいろいろありますけれども、一定の方向だけは出して、それを全協に報告して、みんなの了解をいただくという順序が必要なんですね。そういうようなことをございますので、是非24日の議運で一定の方向だけは出してもらいたいと思っております。どうしても賛成できない人のことを思えば、どうかと思いますけれども、一つの組織体として一定の方向を出すべきだろうと思っておりますのでね。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その言葉遣いが「賛同できない人は」とか、それがおかしいと言ってる。だからこの4つはいろいろ方法があるけど、これを正とすればこちらは賛成できない、反対です。そういう決め方はよくない。それと、もう一つ言えることは、これだけの時間を費やして、しかしこれははっきり言って住民に直結する問題じゃないんですよ。直結する問題であれば、即、解決しなくちゃいけない。しかし、この論議というのは国会でも何でも一緒だけど、何年もその改革をすとか、いろんな方法の中で話し合ってきた経緯はずっとあるんですよ。そう簡単には何でもできない、はっきり言って。それはなぜかという、私たちは長与町の立法機関だから、基本的にね。だから軽々にはできない。変更もなかなか難しいと言ってるのは議員としての基本的な考え方だと。だから国会に行ってみませんか、みなさん。そして、委員会とかなんとかも、機会が無いかもしれないけど、もしあったら紹介しますよ、自民党の政調会というのがありますから。そういうところでも、一つの改革をするのに何年も掛かっているのはたくさんある。解決をすぐできるというのはほとんどしてない。それが現状です。だから、委員長はこれまでの経験で言われたかもしれないけど、私たちはその辺まで教えていただいているから。やっぱりその審議というのは、変更しなくていいように、確実にみなさん理解できるように、もし理解できなかつたら説得してでもそれを正論で話をして、説得してでも全会一致するという方式を取るというのが議会だと思う。そういうふうに僕は認識してる。

○委員長（岩永政則委員）

いや、先程私が反対云々ということは、全協で聞いた人たちの話の中では、いろいろな意見が違うわけですよ。この議題は予算決算特別委員会の設置についてなんですね。それについて、違う考えをされた人たちを思うと、一定の方向を出すのは議会運営委員会としては厳しいことがあるかもしれんけれども、一定の時期が来ればお互い腹据えて決めていかないかんといいことを先程申し上げたわけで、ちょっと誤解があったかもしれませんが、そういう趣旨の発言でございましたのでね。

そしたら、ほかに御意見ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程、私の考え方は発言しましたが、竹中委員が言われた中身について私なりの意見なんですけど、元々この導入をしようという背景になった状況の一つの要因に、県下の議会が今の長与町の現行方式じゃない審査方法を取り入れているというのも、私は一つの原因かなと思うんですよね、私自身の考えとして。それこそ以前からこういう特別委員会の設置をしてはどうかっていうのは、私なりにずっと言ってきた、全国的に議運の調査なりで見てきた背景もあって、これは現行が悪いっていうわけではないんですけども、現行よりももっと議案の審査を深くできるというところにメリットが十分にあるだろうなと思うんですよね。変わることに対しての抵抗というのは気になる場所もあると思うんですけども、先程言われた長与町の町民の皆さんに対して、議会としてどう責任を果たすかというところでは、今の現行で十分だという御意見もあると思うんですけども、この間の同僚議員の意見を聞くと、先にもう一歩進んで、こういう形でやって欲しいという意見が多かったんで、是非、そういう形で一歩進めるためにも、現行よりは分割付託か特別委員会の分科会かというところで、一歩進んだ審査方法に変わる時期に来てるんだろうなと思いますんで、是非そういう方向でまとめればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私は以前、特別委員会の分科会方式が良いのではないかと私自身の意見として申し上げたと思います。ただ、法的根拠があいまいというようなことはあるのかなと思うんですが、実際に手法としたら分割付託をされてる長崎市等がありますので、分割付託での審議でも良いのではないのかなというところを感じております。あと会議の冒頭に竹中委員がおっしゃられてましたけど、全員協議会の報告の中でほとんどの議員が、「今のままでやってみたらどうか」っていうのは、確かに、後半言われた方は、そう言われてたと思うんですけども、私が議会運営委員会に10月5日に報告したときには、吉岡議員の分割付託、堤議員の特別委員会分科会、委員会見直しというところで、あとの松林議員も安部議員も委員会を再編した方が良いという言い方をしたので、これによるとそのまま良いという人が多いというふうに捉えがちですけども、実際のところ私の報告の中では、吉岡議員が全員でするのが好ましいけれども敢えてするなら分割付託、特別委員会分科会委員会を再編するという形が堤議員と松林議員と安部議員でしたので、全員協議会のときにも、もちろん気付いてはいたんですけども、委員長がまとめて報告されるのに、そうじゃないとかどうのこうのっていうのはいかなものかなと思いましたので、敢えて言いませんでしたけども、実際のところそのように伺っておりますので、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も基本的には委員会条例のと通りの予算の審査ができれば良いというようなことで考えておりますので、先程河野委員が言われるように、分科会方式か分割付託の方法でとりあえずって言えば、また、とりあえずやるべきでないってことを言われるんですが、やっぱやってみて、駄目なものは是正を、またやり方を変えていくというのも一つのやり方じゃないのかなと思いますので、まずはその2つに絞って、やり方を決められたらどうかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれ再度意見を出していただきましたけども、内村委員から敢えて今発言はできないということがございますので、24日にはっきり意思表示もするというお話でございますので、皆さん、24日に開催するというので、今回は先程から何回も言ってますように、現行除く3方式の中で良い面、悪い面、今日も敢えて出していただいて、メリット、デメリットにつきましても把握をしたわけでございますので、いよいよ選択をして、そして、できれば12月1日の本会議後の全員協議会に報告をできれば幸いだなと思っております。なお、内村委員からありましたように、議運についてはそれぞれまた再度お願いして、開催をしていく必要があれば、お願いしていくということになるうと思っております。そういうことで24日に行くということで、みなさんいいでしょうか。竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

24日開催は了承しました。そこで結論を出すという、さっき言った一定とかいう言葉は僕は使えないからね、一切ね。結論を出すとのことですけど、やり方とすれば私は基本的に全会一致と思っておるんですよね、もしするのであれば。それから先のやり方についてはどういうふうに委員長は考えてるんですか。結論をどうやって出すのか。仮に私が現行で行くと、ほかの人も別々に意見が出るとする。その意見の集約はどういう形でやるんですか。議会運営委員会として皆さんにどうやって報告をするんですか。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれ意見があろうと思うんですが、今回は先程言いますように、今日もお配りしましたように、全員での意見も一つあります。それと分割付託方式、長崎市方式、それで特別委員会方式という3方式がありますので、この中から、例えば休憩室でも結構ですので、腹割って少し具体的に話し合いをして、竹中委員もちょっと出ましたけども、こういう類のものについては全員が関わりますので、いずれの方式にしましても全会一致でこの場を決定できれば一番それが良いと基本的には考えて、今までずっと皆さんと一緒に審議をしてきたわけですから。それが大原則で考えてきたわけですが、そこで竹中委員の質問ですが、例えば一人、誰かが反対をするということになると休憩でも取って、またいろいろ協議をして意見調整をしながら、できれば全会一致になり得るような努力をお互いが、反対者にしても、賛成者にしましてもそれぞれ話し合いをした上で、大多数の人たちが今の方式よりは、それぞれの所管で審査をした方が良くないか

というのが、ここに上がっておる提案の議題の内容でもありますので、そういうこと等も踏まえながら、選択を一つにまとめていきたいと考えております。竹中委員の質問に対してはそのように考えているところです。そういう意味では各委員の皆さんも御協力を、やっぱり自分はこう思うから絶対駄目だということになれば、これは全会一致にならないわけですから。それならば今の議題に対してどうしても調整をしてもならなければ、私申し上げますが、議題があるわけですから採決をして否決なのか、可決なのか、決めていただくのが筋だろうと。そしてそれを全員協議会に報告をして終わりになるんじゃないでしょうか。そういうふうに思っています。ほかに何か御意見ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと今、玉虫色みたいな話だったけど、説得をして話し合いをするということの一つあった。決まらなかったら多数決になると。どっちを取るんですかね。こういった問題というのは、期限ありきでやるということじゃなくて、理解ができるまでやるということだと僕は思うんですよ。私が一人反対とか賛成とか、私は反対する気持ちは全く無い。ただ、4つの中で1つ選択をするだけあってね。けども今日の流れでいけば、特別委員会に対して反対をしたとか、そういう風潮になってしまってる。反対という言葉は非常によくない。だから、そういうのも言葉を選びながらやっていくと。多分、この部類はいろんなところでも隠れてると思いますよ。皆さんの意見を聞いてても少しずつ変わってきてるなと思うしね。それと、河野委員の場合は、始めから特別委員会を全体でやろうという話をされとった。だから、私もそれでいくのかなと思ったら、やっぱり話し合いの中で少し変わってきたような感じがする。だから話し合いをすることによっていろいろ変わっていく。それは説得されて、説得してという、これが議会の話し合いですよ。だから、委員長に一言申し上げておきたいのは、もうこれだけしたんだから、結論を出さんといかんということと、すぐ即決して決めなくちゃいけないことと、2つあるということですよ。だから、それこそ、もう少し審議を深めていくという方法もあるということの一つ申し上げときたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

委員長は採決って言われましたけど、議会運営委員会では全会一致をしてるんですよ、これまでね。だから採決は取っておりません、今まではね。全会一致に至らなければ、もうそれで終わりなんですよ、本来ね。だからそういうことなんで、そこは頭に入れてってください。できるだけ全会一致でいこうというのが、この議会運営委員会のこれまでの方針ですから。したがって今までは、例えば新幹線の意見書とか、ここでしたときがありましたけども、河野委員が反対して、全会一致には至らなかったんですね。そして、あとは有志で議案出して、可決したということはありませんけども。そういうこと

なんですよ。だから、議会運営委員会の進め方としては全会一致になっておりますんでね。申し合わせ事項にもそう書いてあるわけだから。そこはやっぱり委員長として、何とか全会一致でまとめようとしていただきたいんですよ。そこは強く言いますね。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員のアドバイスの発言も含めて申し上げましたが、私は最初から全会一致でまとめていただきたいと、そうすべきだという考え方でずっと、これはもう一貫をしております。今も変わっておりません。それはそうですよね。今、提案があつておるのは、予算決算特別委員会の設置についてという一つの議題なんですよ。これについて、先程言いますように、休憩を取って協議をしながら、何回も繰り返しながらも、全会一致にならないか努力を最大限した挙げ句の果てに、どうしてもならなければどうしますか。委員会条例、会議規則に基づいて、これは議会運営委員会も一緒ですから、そうせざるを得ないわけですよ。しかしそうならないように最大限の努力をして、そのためにこれだけの時間を費やしていろいろ御議論いただいて。ただ、よそに行っても恥じないような議会運営委員会の運営だったろうと。今回については特に自負しても良いんじゃないかというぐらい、いろんな資料も取り寄せながら審議いただいたわけですから、全会一致を旨として今も全く変わっておりませんので、是非、御理解いただきたいと思います。内村委員。

○委員（内村博法委員）

是非、全会一致を目指していただきたい。これは申し合わせ事項でなっておりますから。これまでずっと慣例としてやってきてますから、是非よろしくお願いします。あと事務局に質問したいのが、今日もらった予算決算審査方法で、議案一体の原則というのを言ってるわけですね。これは元々が地方自治法で歳入歳出予算は総予算としてやるべきだっていうのが書いてあるわけですよ、地方自治法にね。そこもこの前、浦川委員の条例に反してないじゃないかっていうことで、私が地方自治法からずっと説明したわけですよ。総予算主義ということになつてるわけですよ。だから分割はできないわけ、地方自治法ではね。だから、町当局も分割はできないわけですよ。地方自治法に書いてあるから、一般会計のね。そうすると当然ながら、予算は不可分です。分割とか、分科会ではできないということになります。そういう理屈かなと思って敢えて聞くんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

予算案というのに対しての解釈は、内村委員がおっしゃられるとおりで間違いないと考えます。ただ、今日お配りした資料にもありますように、分割付託なり特別委員会というのを実際にされてる自治体はかなり、市のレベルになるとほとんど分割が多い。予算規模が大きいせいもあるんでしょうけども。分割をしてる所が実際にありまして、そこは議案一体の原則は知りながらも、今日お配りした資料の横線で上下分けてる線が

あると思いますが、そこを見ていただくと分かりますが、議案一体の原則を承知しつつも、効率的に、効果的に審査するためだけに、便法として分割をして、やってるという建前でされてる所がほとんどでございます。

○委員長（岩永政則委員）

それではいいですかね。ほかにございませんでしたら、今日の資料も忘れないように、24日はお持ちをいただければありがたいと思います。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

（閉会 13時40分）